

# 公益財団法人 生長の家社会事業団

## の

## 概要と公益目的事業のご案内

理事長 挨拶

公益財団法人生長の家社会事業団

理事長 久保文剛

生長の家社会事業団は昭和二十年十一月、創立者谷口雅春先生が、戦後復刊最初の『生長の家』誌に「生長の家社会事業団の設立」の御文章を発表され、日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、国家社会救済の一大運動とする財団法人設立を提唱され、協力を呼びかけられたことが創立の原点であります。

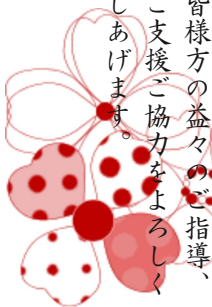
昭和二十一年一月八日、主務官庁の財団法人設立許可を受け、爾来六十六年に亘り、戦災孤児等の保護から始まる児童養護施設の設置運営その他青少年の健全育成、著作権の保護、翻訳出版の援助、精神文化の振興その他社会公共に尽くす歴史を歩んでまいりました。平成二十四年、公益法人制度の抜本改革に伴い、当法人では、創立の使命を今後更に邁進するため、内閣総理大臣の移行認定を受けて、公益財団法人として新たな歴史を進むこととなりました。

公益財団法人の目的については谷口雅春先生による創立の精神と歴史を尊重し公益目的事業として児童養護施設生長の家神の国寮の設置運営その他宗教的情操教育による青少年の健全育成事業（公一）及び谷口雅春先生記念図書資料館の設置運営その他の精神文化振興事業（公二）を行っています。

なお、従前の主務官庁は東京都知事でしたが、現在は、行政庁を内閣総理大臣とし、日本全国において活動しています。

また、本邦のみならず、当法人の目的・事業に協賛する世界各国団体との親善提携を促進します。管理運営については内閣府モデル定款に準拠した新定款に基づき、公正で明朗な法人運営を行うものであります。

つきましては、公益財団法人としての目的と使命実現のために、当法人創立の精神にご協賛されるすべての皆様方の益々のご指導、ご鞭撻とご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。



### 【法人の概要】

- 名称 公益財団法人生長の家社会事業団
- 設立 昭和21年1月8日（公益財団法人移行 平成24年4月1日）
- 創立者 谷口雅春先生
- 事務所 東京都国立市富士見台二丁目39番地の1 TEL. 042-572-8770
- 設置施設 児童養護施設生長の家神の国寮、谷口雅春先生記念図書資料館
- 役員等 評議員12人、理事10人、監事2人
- 職員 理事を兼任する者を除き、職員の数81人、うち常勤60人
- ホームページ <http://www.seichonoie-sj.jp>

# 公1 健全育成事業



児童養護施設本園 平成24年6月増改築竣工

## 第一種社会福祉事業

社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業として、児童福祉法に基づく児童養護施設生長の家神の国察（児童養護施設本園及び地域小規模児童養護施設である児童養護グループホーム（プラムフィード、はやき 樺の家、さくらんぼの家、ひまわりの家）により構成）を設置運営しています。

児童養護施設生長の家神の国察は、本施設創立者谷口雅春先生の「生命の教育」（児童の内在神性礼拝）の哲学に学び、児童福祉法の児童受護の精神に立脚し、その他関係法令・内部規定等を順守し、「職員倫理綱領」を実践して、入所児童の養護及び退所者の自立支援等を全力で行います。

## 第二種社会福祉事業

社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業として、児童福祉法に基づく「子育て短期支援事業」を行い、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受ける

ことが一時的に困難となった児童について、国立市からの委託を受け、児童養護施設生長の家神の国察ショートステイホームにおひさまにおいて必要な保護を行います。また、「児童自立生活援助事業」を行います。

## その他児童又は青少年の健全育成事業

宗教的情操教育による児童の育成その他児童又は青少年の健全育成事業を行います。

児童養護施設の入所児童を含む不特定多数の児童又は青少年を対象として、自由意思による希望者について、宗教的情操教育を行う各種行事又はNPO法人その他の団体が開催する教育合宿等への参加を支援します。

また、児童福祉法第四十八条の二に基づき、当法人の常勤理事等が、地域の住民で希望される方々に、児童の健全育成のための心理カウンセリング等を行います。

財団法人 生長の家社会事業団

# 谷口雅春先生記念 図書資料館

## 公2 精神文化振興事業



外観



館内の様子

図書館法第二条第一項に規定する図書館である「谷口雅春先生記念図書資料館」を設置して、特に谷口雅春先生の全ての聖典を含む世界各国の宗教聖典を主とする図書資料の収集、整理、編纂、保存、一般公衆への利用に供し、その教養、調査研究等に資するとともに、併せて図書資料のうち社会的に有益かつ可能な著作物について各国語翻訳、著作権保護及び出版物の刊行普及等を行います。

その他精神生活改善による、より良い社会の形成の推進のため、研究会、講演会、座談会の開催（全国練成会等）及び後援、講師の養成（鎮護国家・万民の幸福を祈願する神癒聖經供養等を含む）及び派遣並びに社会公共に奉仕した物故者・祖霊の遺徳を顕彰し追悼するため感謝・慰霊の行事を行う等の精神文化振興事業を行います。

  
図書資料館の  
設置運営事業

  
その他の精神  
文化振興事業

# 公益財団法人生長の家 社会事業団の歴史沿革

昭和二十年九月 創立者谷口雅春先生により戦災遺児孤児の港区赤坂にある旧家庭光明寮（生長の家の花嫁学校）への收容保護が始められる。  
昭和二十年十一月 創立者谷口雅春先生戦後復刊最初の『生長の家』誌  
昭和二十年十一月号に「生長の家社会事業団の設立」を御発表（日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、国家社会救済の一大運動とする財団法人設立の構想を発表され協力を呼びかけられる）  
昭和二十年十一月十四日 財団法人設立許可申請（生長の家国策協賛報国会所有財産及び谷口雅春先生所有の『生命の真相』等著作権を以って設立）  
昭和二十一年一月八日 財団法人設立許可、同日寄附行為施行。初代理事長谷口雅春先生、理事谷口輝子先生他。児童の收容定員三十名。

昭和37年、天皇陛下より御下賜金を賜った際の御沙汰書（昭和44年にも再び賜る）

財団法人生長の家社会事業団  
生長の家神の国寮 殿

宮内庁長官宇佐美 殿

今般その事業御奨励の  
恩召をもって金壹封を  
下賜せられましたこの旨  
お伝え致します

昭和三十七年四月二十九日

昭和二十三年五月 谷口清超先生、第二代理事長に就任。  
昭和二十三年六月一日 東京都知事より児童福祉法第七十条（児童福祉法施行時現に存する児童福祉施設に対する認可）

に依り同法第四十一条の養護施設（現在の児童養護施設）認可。  
昭和二十三年八月 秋田重季第三代理事長に就任。寮長を兼任。  
昭和三十年一月 清都理之第四代理事長に就任。奥田寛寮長就任。  
昭和三十一年三月 養護施設生長の家神の国寮施設の増改築を行い、児童收容定員五十名になる。  
昭和三十三年五月 清都理之第六代理事長に再任。  
昭和三十七年四月 天皇陛下より、財団法人生長の家社会事業団生長の家神の国寮に、御下賜金を賜わる。（御沙汰書上掲）  
昭和四十一年八月二十五日 寄附行為変更認可（所在地移転）  
財団法人生長の家社会事業団の主たる事務所及び養護施設生長の家神の国寮、東京都北多摩郡国立町（現在東京都国立市）に移転。  
昭和四十四年四月 天皇陛下より、再び御下賜金を賜わる。  
昭和五十四年七月 半田大定第七代理事長に就任。  
平成四年十二月 吉田武利第八代理事長に就任。  
平成七年一月八日 安積友成第九代理事長に就任。  
平成十年一月八日 松下昭第十代理事長に就任。  
平成二十三年四月 「谷口雅春先生記念図書資料館管理規程」制定。  
平成二十四年一月一日 生長の家社会事業団の「谷口雅春著作編集委員会」責任編集の新編『生命の真相』全六十五巻刊行開始。  
平成二十四年三月二十八日 内閣総理大臣の公益財団法人移行認定。  
平成二十四年四月一日 特例民法法人から公益財団法人に移行登記。  
平成二十六年三月十二日 久保文剛第十一代理事長に就任。